



社会的養護を必要とする方^{※1} や経済的に極めて困難な状況に置かれた方^{※2} の進学を後押しするため、日本学生支援機構（JASSO）では奨学金の貸与手続を弾力的に運用しています。

※1 児童養護施設等に入所していた方、里親等のもとで養育されていた方

※2 生計維持者（父母等）の住民税が非課税である方、生活保護受給世帯の方

1. 家族・親族に連帯保証人・保証人になってもらわなくても借りられます！

奨学金を借りるためには、保証制度の選択が必要です。保証制度には家族・親族に保証をお願いする「人的保証」と保証機関に保証を依頼する「機関保証」があり、「機関保証」を選択した場合には、**連帯保証人・保証人の選任が不要**です。

申込時にいずれかを選択

機関保証

連帯保証人・保証人
不要

一定の保証料を支払うことで、保証機関による保証を受けられる制度です。連帯保証人や保証人を立てるのではなく、自分の意志と責任において奨学金の申し込みができます。保証料は貸与中のみ、毎月の奨学金から差し引きされ、返還中の負担はありません。

2. 親権者の同意がなくても借りられます！

※社会的養護を必要とする者、
その他やむを得ない事情がある場合のみ。

未成年が奨学金を借りる場合、民法の定めから親権者の同意を得る必要がありますが、やむを得ない事情により親権者の同意を得ることが困難な場合には**親権者の同意を得ずに申し込み**、成人した後に奨学金の契約について奨学生本人に追認していただく取扱いとしています。

※成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されます。
令和4年4月1日以降は、18歳以上であれば親権者の同意を得ずに申し込みができます。

3. 父母等の収入を問いません！（家計基準）

奨学金を借りるためには、生計維持者（父母等）の収入の基準がありますが、社会的養護を必要とする者等は、経済的理由により修学が困難であると認められるため、父母等の収入に関係なく**家計基準の要件を満たすものと判定**されます。

4. 学修意欲を評価します！（学力基準）

第一種奨学金（無利子奨学金）を借りるためには、「高校での成績が平均3.5以上」などの学力基準が設けられていますが、社会的養護を必要とする者等は、

- ◆ 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
- ◆ 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

のいずれかに該当すれば進学先での**学修意欲を評価**して、第一種奨学金（無利子奨学金）の学力基準の要件を満たすものと判定されます。また、第二種奨学金（有利子奨学金）も**学修意欲等**が認められれば、学力基準の要件を満たすものと判定されます。

人的保証

一定の条件にかなった連帯保証人および保証人が保証する制度です。原則として連帯保証人は「父母またはこれに代わる人」、保証人は「4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人」を選ぶ必要があります。